

# 伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年3月28日（金） 16:37～17:04

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員 会長 玉城 増生  
1番 儀間 徹  
2番 安里 正春  
3番 並里 茂明  
5番 東江 良和  
6番 知念 雄二  
8番 知念 正和  
9番 玉城 正芳 計8名

欠席委員

7番 玉城 政和委員

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

第6 議案第4号 工事完了報告について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 島袋 英樹

主事 崎濱 秀太

## 平成 29 年 第 3 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 29 年第 3 回伊江村農業委員会総会を開会します。  
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 事務局より報告致します。委員総数 9 名中、8 名の委員が出席しております。

議長 只今、事務局より報告のとおり、委員総数 9 名のうち 8 名出席しております。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

日程の第 1、会議録署名委員の指名を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。委員に 1 番儀間委員。2 番安里委員を指名します。

日程の第 2、会期の決定の件を議題と致します。本総会の会期は本日一日間にしたいと思います。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

日程の第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。

No. 1、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 28,551 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記現況地目、共に畑。地積が 2,532 m<sup>2</sup>。次に●。登記現況地目、共に畑。地積が 450 m<sup>2</sup>。2 筆の合計面積が 2,982 m<sup>2</sup>。坪にしますと 902 坪。所有権移転の贈与での案件となっております。

続きまして No. 2、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 6,651 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積 271 m<sup>2</sup>。坪に致しますと 81 坪。所有権移転の売買での案件となっております、坪当たり 1,500 円での売買価格となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑の

ある方はどうぞ。

9 番 休憩をお願いします。

議長 はい、休憩します。 (16:42~16:46)

進行します。これで質疑を終わります。お諮り致します、本案は議案の通り決定することにご異議はありませんか。

全議員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定いたしました。

日程の第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。上記の件について下記の通り申請されていますので可否の意見を求めます。

No.1、譲受人●さん。譲渡人●さん。申請地が●、登記、現況地目共に畑。地積が1,391㎡。うち、転用面積は280㎡。

次に同じく●。登記現況地目共に畑。地積が720㎡。うち、転用面積同じく720㎡。転用目的は農家住宅建築。所有権移転、売買での案件となっております。尚、2筆の合計面積は1,000㎡。坪にしますと302坪となっております。売買価格は坪当たり5,000円となっております。次の頁をお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書となっておりますが、この意見書についても併せて採択の方、宜しくお願い致します。意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は、●に位置し、本村の農業振興整備計画においては農用地区域から除外された区域の第1種農地となっている。本事業計画については、他の地域に代替地を検討したが見付からず、また、地域の農業振興の観点から当該集宅の土地利用の状況等を勘案して、周辺の農業上の利用に支障が無いことから申請地として認める。」という意見を付けて県へ進達したいのですが皆さまのご審議を宜しくお願い致します。以上でございます。

議長 はい。只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2 番 議長。

議長 はい、2番どうぞ。

2 番 当該農振地は農地振興でいえば基本目標である農家住宅という事で  
1,000 m<sup>2</sup>丁度になっておりますけども、これは分筆した上での面積ですか。

局長 お答えします。3年くらいなるんですかね。農振農用地の除外申請が出  
されたんですけど、将来的には倉庫とかその辺の部分を作るのかと思うん  
ですけど、その時の1,000 m<sup>2</sup>の計画で 今回も上げてきています。しかし、  
行政書士の●から話を聞いたんですけど、転用の許可が下りるときに今回  
の北側に整地した280 m<sup>2</sup>分を杭打って測量入れて分筆して、この280 m<sup>2</sup>の  
み●さんから購入し、残りの残地については引き続き、●さんの土地とし  
て農地として使う。という感じで聞いております。

2 番 残りの部分についても話は付いてる訳ですね。

局長 はい、ついています。

議長 宜しいですか。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑  
のある方はどうぞ。

全議員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定致しました。

日程の第5「議案第3号 農用地利用集積計画の決定について」を議題  
と致します。本案について、事務局より説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。「議案第3号 農用地利用集積計画の決定  
について」上記の件について下記のとおり申請されておりますので、可否の  
意見を求めます。

この案件につきましては、村長から農業委員会への意見聴取と言う事で  
上がっております。

先ず初めにNo.1、譲受人●。譲渡人●さん。申請地は●。登記、現況地  
目共に畑。地積が935 m<sup>2</sup>のうち817 m<sup>2</sup>。賃借権設定で期間は10年間、賃  
借料は坪当り50円となっております。尚、本案件につきましては、本村  
で初となります農地中間管理事業を活用した事案となっております。一旦、  
地主の方が農業振興公社へ貸し、その後公社は借り手を募りまして、借り  
手が見付かり次第、公社と借り手で契約を行って賃借権の設定を行う仕組  
みとなっております。

続きましてNo.2、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は

18,892 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記 現況地目共に畑。地積が1,487 m<sup>2</sup>。坪にしますと449坪。賃借権設定で期間が10年間。賃借料は坪にしますと449坪。坪当たり106円となっております。

次にNo.3、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が18,892 m<sup>2</sup>。申請地が●、登記 現況地目共に畑。地積が64 m<sup>2</sup>。同じく●、登記 現況地目共に畑。地積が1,843 m<sup>2</sup>。2筆の合計面積が1,907 m<sup>2</sup>。坪にしますと576坪。賃借権設定で期間は10年間。賃借料は坪にしますと125円となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2番 議長。

議長 2番、安里議員。

2番 No.1の件ですけども、農業振興公社が借り受けている、そして借り手を探して2人を基本設定する。という事ですが、先程現場説明の時にもう借り受人は大体決まっているという話でしたが、借受けた後、また振興公社が此方に借受人と連名で3条の申請をしてくる訳ですね。

局長 そうです。

2番 それで、公社としての値段の件ですけど、振興公社というのは値段もある程度目安があると思うんですけどね、それでまあほぼ50円かなと、島の相場が大体そうかな、と。それであとの2件は106円と115円とか、これはもう村が決定してる訳ですね、村の事業としてね。

局長 はい、そうですね。

2番 村の事業においては、こういった値段とかそういうものはあまり見ないのかな、その辺をお伺いします。

局長 はい、公社の方から担当、前普及員の●さんの方から、相談投げて帰ってきて、●とか●とか他の市町村はある程度、品目ごとじゃなくて、土地の形態で100円なり、坪当たり平米当りで決まってるらしいんですけど、伊江島のは作物ごとでばらばらということの実状でですね、一応、草地であると50円。花であると100円ないし200円の間ぐらい、場所によっては変わるという事で伊江島の場合はそれで単価決めて、借りたい人の方に相談を投げて結び付けしようかなという、伊江島の場合のこの中間管理事業のやり方ですね、ということで実は昨日来ていましてですね、和博さんとも会ってまた他に、今回遊休地認定された中での『中間管理機構に貸して

もいいよ』って方があと2名いらっしゃるものですから、この方とも直に話して説明してからということもあって昨日、お見えになられていて。一応、そういう話でやっております。

2番 伊江村の場合に関しては値段についてはそんなにタッチしない？

局長 こちらの実状の情報を聞いて、公社がそれを参考にして相手と交渉すると。言う事ですね。

2番 議長、休憩をお願いします。

議長 はい、休憩いたします。(16:56~17:00)

再開いたします。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は議案のとおり決定することに異議はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定致しました。

日程の第6「議案第4号 工事完了報告について」を議題とします。本案について事務局より説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。「議案第4号 工事完了報告について」。上記の件について、下記のとおり進達したいので、可否の意見を求めます。

申請人●さん。申請地は●。登記地目、畑。現況地目、宅地。面積が372㎡。うち転用面積、同じく372㎡。転用の目的が一般住宅建築。許可年月日及び許可指令番号が●付沖縄県指令北振第●号で農地法第5条に基づき許可されております。進達による意見でございますが、「事業計画通り工事完了しており、現況宅地と認められる」。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

全委員 異議なし。

議長 はい。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は議案のとおり決定することにご異議はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定致しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。  
平成 29 年第 3 回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 17:04

署名

会長 玉城 増生 印

1 番 儀間 徹 印

2 番 安里 正春 印